

〔沿革〕 平成21年8月例規（警）第34号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成19年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

千葉県警察スクール・サポーター業務要領

## 第1 目的

この要領は、学校、地域、警察との連携による小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の少年を対象とした非行防止や立直り支援、学校における児童等の安全の確保等に関する業務に関し、囑託の取扱いに関する訓令（平成2年本部訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 業務の内容

千葉県警察スクール・サポーター（以下「スクール・サポーター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、各業務の詳細については、スクール・サポーターの活動要領（別表1）のとおりとする。

- （1）健全育成活動等の実施
- （2）対象児童生徒等への指導及び助言
- （3）学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援
- （4）その他各号に付随する業務

## 第3 スクール・サポーターの派遣

- 1 スクール・サポーターは、学校からの要請に基づいて派遣するものとする。
- 2 派遣要請を受理した生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）は、当該学校、管轄する教育委員会と協議の上、スクール・サポーター派遣の適否を検討するものとする。
- 3 少年課長は、派遣適否の検討結果を踏まえ、スクール・サポーター派遣の有無について本部長の承認を得て決定するものとする。
- 4 少年課長は、スクール・サポーターの派遣が決定したときは、当該学校に対して、管轄する教育委員会及び教育事務所を経由してスクール・サポーター派遣通知書（別記様式第1号）を交付するとともに、管轄する署に対し、派遣する学校、期間等を連絡するものとする。
- 5 派遣されるスクール・サポーターは、当該学校の関係者と事前に協議し、学校関係者の理解と協力を得た上でその意向を尊重し、対策を進めるものとする。
- 6 少年課長は、スクール・サポーターを派遣しない決定をしたときは、派遣要請を行った学校に対し、口頭その他の方法によりその旨を通知するものとする。

## 第4 危害防止のための措置

少年課長は、スクール・サポーターが行う活動で、児童生徒から危害を受けるおそれが高いと認められるときは、活動内容等を勘案し、当該学校及び管轄する署と連携し、危害防止を図るための措置を講ずるものとする。

## 第5 署長の措置

署長は、スクール・サポーターに対し、必要に応じて管内における少年非行情勢や当該学校に関する情報を提供するものとする。また、少年課長と協議の上、前記第4に規定する措置のほか、教育委員会等関係機関・団体への協力要請等その活動が円滑に推進されるための措置を講ずるものとする。

## 第6 業務の準拠及び報告

- 1 スクール・サポーターの勤務時間については、スクール・サポーター勤務割り振り表（別表2）によるものとする。
- 2 スクール・サポーターの業務は、あらかじめ少年課長が作成するスクール・サポーター勤務計

画表（別記様式第2号）に基づき行うものとする。

3 スクール・サポーターは、活動結果をスクール・サポーター活動結果報告書（別記様式第3号）により、少年課長へ報告するものとする。

4 少年課長は、スクール・サポーターの活動結果をスクール・サポーター活動月報（別記様式第4号）により、毎月5日までに本部長へ報告するものとする。

#### 第7 身分証明書の携帯

スクール・サポーターは、勤務中、貸与されたスクール・サポーター身分証明書（別記様式第5号）を携帯するものとする。

#### 第8 腕章の着装

スクール・サポーターは、勤務中、貸与されたスクール・サポーター腕章（別記様式第6号）を着装（ただし、少年課長又は学校長が着装を要しないと指示した場合を除く。）するものとする。

#### 第9 研修等

少年課長は、スクール・サポーターに対し、必要な知識、技術を習得させるための研修を行うほか、適正な職務遂行のため必要とされる各種教養を行うものとする。

別表、様式等省略